



序章 緑の基本計画の概要





序章 緑の基本計画の概要

1 計画の目的

緑は、良好な都市環境や美しい景観の形成、都市の防災性の向上、レクリエーションや触れ合いの場の提供などといった様々な効果効用を持ち、私たちの暮らしに欠くことのできないものであり、今後も緑地の保全や緑化の推進が必要です。

このことから、市民・事業者・行政が一体となり、これら施策を総合的かつ計画的に実施するため「第2次小樽市緑の基本計画」を策定するものです。

2 計画策定の背景

「小樽市緑の基本計画」は平成16年（2004年）に策定され、計画期間を平成16年（2004年）から令和2年（2020年）までとし、令和2年度をもって計画期間を満了しましたが、本計画の策定期間と同時に上位計画である第7次小樽市総合計画などの策定が進められており、上位計画との整合を図る必要があることから、計画期間満了から次期計画の策定までは、前計画の基本理念に基づき、緑地の保全や緑化の推進に努めてきました。

計画の策定以降、人口減少や少子高齢化の進行のほか、近年の大規模な自然災害の多発による防災意識の高まりなどから、社会情勢が大きく変化し、それに伴う法改正や上位計画・関連計画などの見直しがされてきました。

本計画についても、このような社会情勢の変化などに対応した計画とするものです。

■緑地の保全及び緑化の推進に関する計画

【既往計画】

緑のマスタープラン（北海道策定）

（昭和52年4月1日付建設省通達に基づき昭和60年3月策定）

主に都市計画に基づく公園緑地を対象に本市の緑とオープンスペースの総合的な整備と保全を行うために定めたものです。

小樽市地域緑化推進計画（小樽市策定）

（第6期：平成13年度～平成22年度 北海道自然環境等保全条例に基づき平成13年3月策定）

公共公益施設の緑化、民有地の緑化推進など都市計画制度によらない緑化施策を行うために定めたものです。

【前計画】

小樽市緑の基本計画（小樽市策定）

都市緑地保全法（現・都市緑地法）の改正（平成6年）

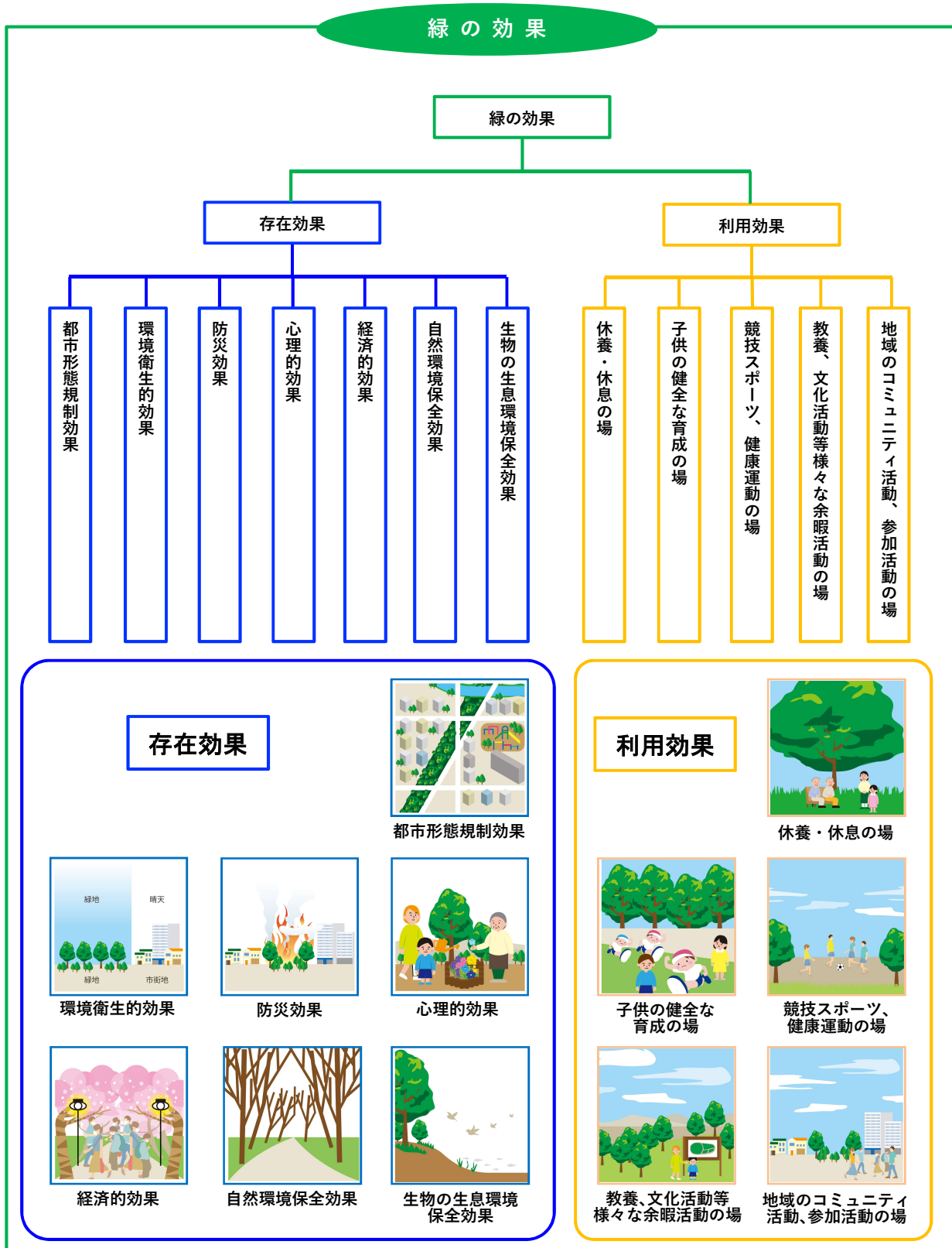
【本計画】

第2次小樽市緑の基本計画（小樽市策定）



◇計画で期待する緑の効果

緑は市民の生活を様々な面で支えています。その効果は一般に、緑が存在することにより都市機能や環境などにもたらされる効果（存在効果）と、緑を利用することによって得られる効果（利用効果）の大きく2つに分けられます。





◇公園・緑地が持つ4つの機能

本計画では、これらの緑がもたらす効果を、公園・緑地が持つ4つの機能(環境保全・レクリエーション・防災・景観形成)としてまとめ、それぞれの機能が補完しあうように総合的な公園・緑地を配置することを基本的な考え方とします。これにより、効果的に緑の恩恵が市民にもたらされることが期待できます。





3 計画の特徴

◇法律に根拠をおく計画制度

「緑の基本計画」は都市の緑とオープンスペース*に関する総合的な計画として、「都市緑地法」にその根拠をおく計画制度です。

◇都市の緑とオープンスペースに関する総合的な計画

都市公園の整備や特別緑地保全地区*の指定などの都市計画による事業・制度のみならず、道路や河川、学校などの公共公益施設*、市民や事業者の緑化活動による民有地などの緑化や保全、さらには緑化意識の普及・啓発などソフト面の事項も含めた、都市の緑全般に関する幅広い総合的な計画です。

◇市町村が策定する計画

市民に最も身近な地方公共団体である市町村が、地域の諸条件を十分に勘案しつつ、独自性・創意工夫のもとに策定することが期待されている計画です。

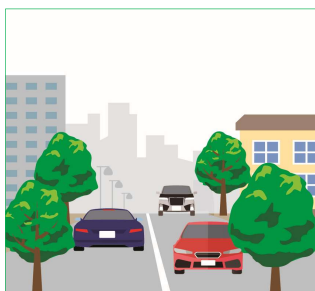
◇市民意見の反映

計画の策定または変更時には、あらかじめパブリックコメント手続など市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずることとされています。

◇計画内容の公表

計画を実効性のあるものにするには、市民・事業者・行政の協働が不可欠であるため、積極的に公表して一層の周知を図ることが望ましいとされています。

緑のイメージ（道路・河川・公共公益施設・民有地）



〔道路〕



〔河川〕



〔公共公益施設〕



〔民有地〕

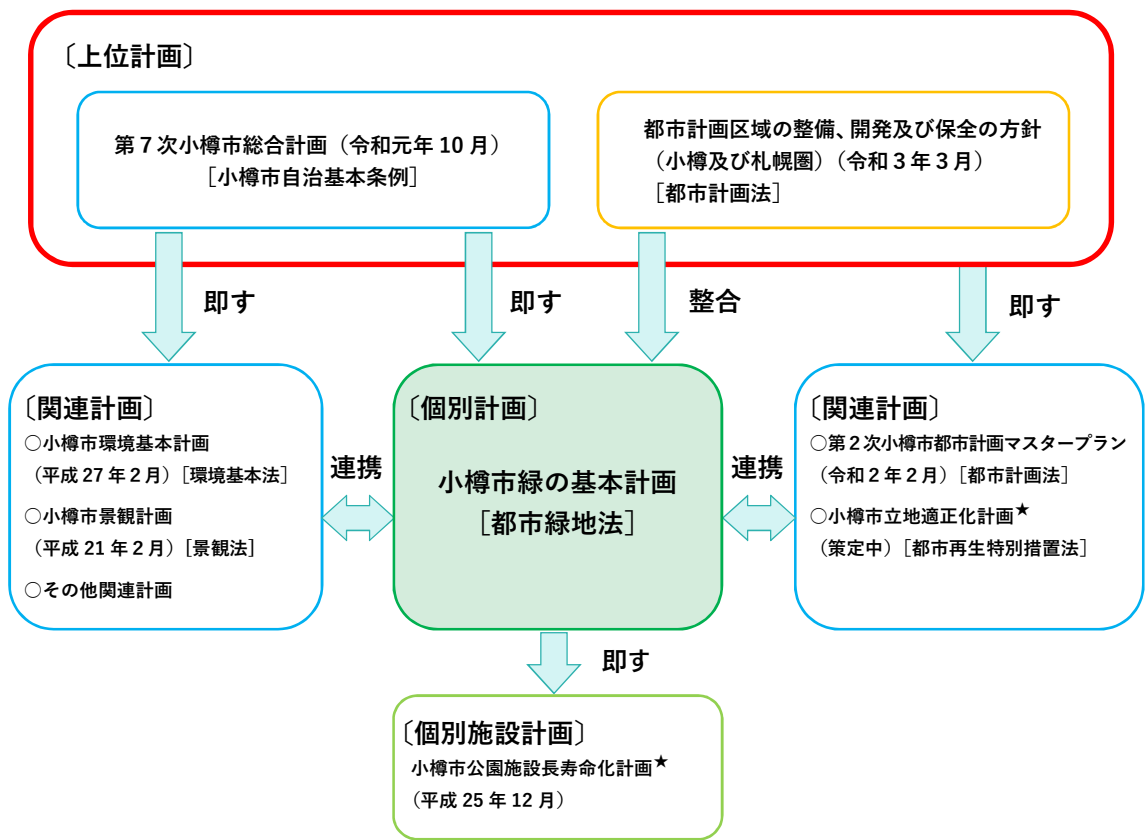


4 計画の位置付け

本計画は、「第7次小樽市総合計画（令和元年）」に規定している都市づくりの基本理念を受けるとともに、まちづくり分野の計画である「第2次小樽市都市計画マスタープラン★（令和2年）」に適合するとともに、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針★（小樽及び札幌圏）（令和3年）」とも整合のとれた内容となっています。

また、「小樽市環境基本計画（平成27年）」や「小樽市景観計画（平成21年）」との調和のほか、多様な分野の計画とも整合を図り、緑地の保全や緑化の推進に関する内容をより具体化した個別計画です。

■計画の位置付け



5 計画の基本的考え方

本計画は、次のような基本的な考え方に沿って、計画しました。

- ◇社会情勢の変化などに柔軟に対応できる計画とすること。
- ◇都市特性を踏まえた、特色ある計画づくりを目指すこと。
- ◇緑に関するまちづくりの方向性を市民・事業者・行政が共有し、協働で取り組めるような方針を示すこと。
- ◇市民参加のもとに主体的に策定する計画とすること。



6 計画期間

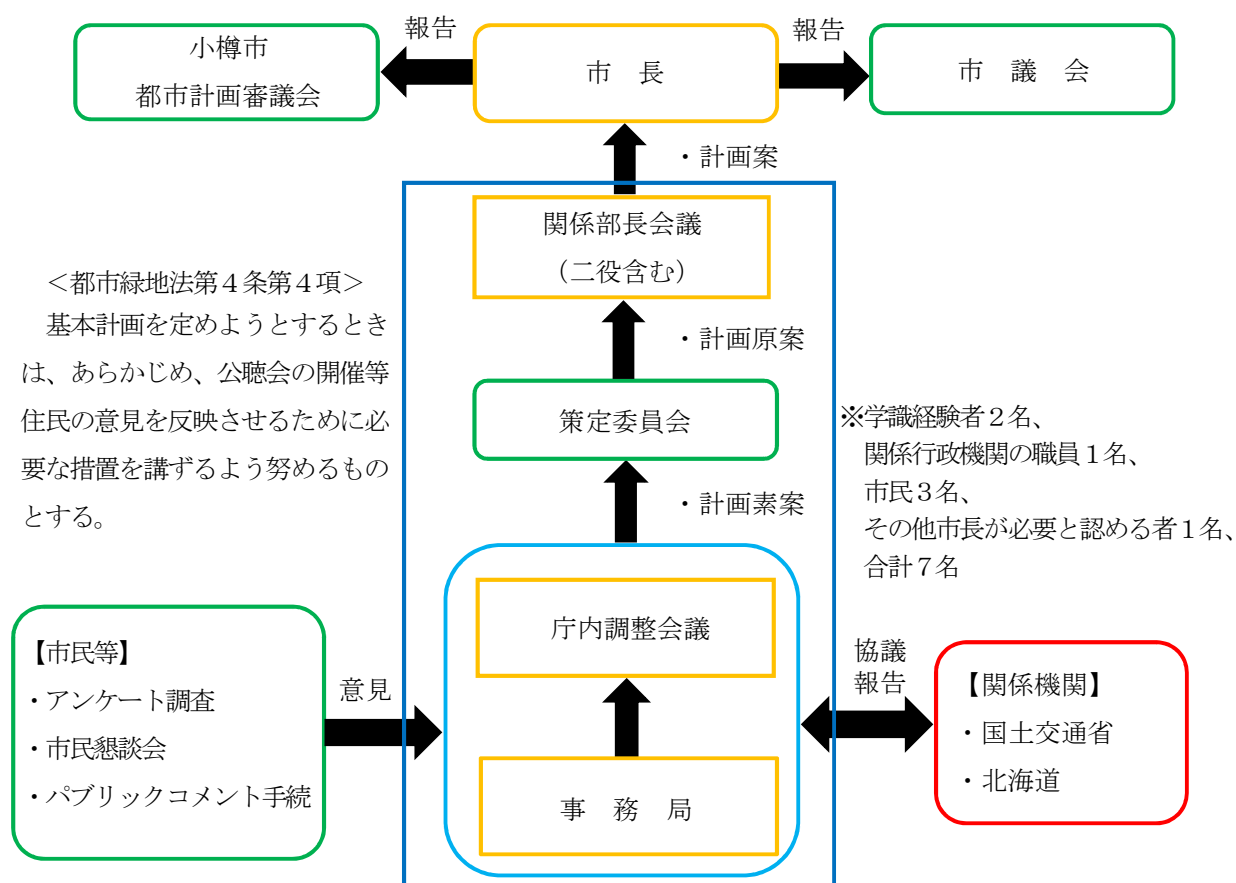
本計画は、令和5年（2023年）から目標年次の令和14年（2032年）までの10年間を計画期間とします。

ただし、本市を取り巻く社会情勢の変化や施策の進捗状況などのほか、中間年、「小樽市立地適正化計画★」の策定において、計画変更の必要性が生じた場合は適宜見直しを行うものとします。

7 計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、次のような体制で取り組みました。

■計画の策定体制



8 計画策定への市民参加

本計画の策定に当たっては、次のような方法で市民参加の機会を設け、市民意見の反映に努めました。

- ◇アンケート調査（資料編82～99ページ参照）
- ◇市民懇談会（資料編100～111ページ参照）
- ◇パブリックコメント手続（資料編112～116ページ参照）



9 計画の構成

本計画は、序章も含めて、6つの章で構成しています。

- ◇「序章 緑の基本計画の概要」では、目的や位置付けなどを説明しています。
- ◇「第1章 緑の現況と課題」では、都市の概況や緑の現況、緑に関する課題の整理を踏まえて、公園・緑地の機能（環境保全・レクリエーション・防災・景観形成）ごとに解析し、課題を整理しています。
- ◇「第2章 計画の基本方針と目標」では、本市の特性や、現在の市街地の状況に対処し、将来にわたる都市の発展に向けて、緑のまちづくりの基本理念、緑の将来像、基本方針などを示すとともに、公園・緑地の確保目標水準や都市緑化の目指す姿などを定めています。
- ◇「第3章 公園・緑地の配置方針」では、公園・緑地が持つ4つの機能別に配置方針を示し、それらを踏まえ、総合的な公園・緑地の配置方針を定めています。
- ◇「第4章 計画の体系と施策」では、本計画を実現するための取組と施策を定めています。
- ◇「第5章 計画の体制と管理」では、本計画の実現に向けての市民・事業者・行政の協働の仕組みと役割分担、計画の推進管理などを定めています。

■計画の構成

